

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

当協会におけるこども食堂・こども宅食の交付申請の受付は、**令和8年3月20日**  
**(金曜日)**まで受け付けております。交付申請にあたっては、別紙『こども食堂・こども  
宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について』をご覧ください。

一般財団法人 日本穀物検定協会  
担当者：山下、栗原、瀬沼  
TEL : 070-7431-8806、  
080-9800-2064  
E-mail : [foodinfo@kokken.or.jp](mailto:foodinfo@kokken.or.jp)

## こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について

令和7年4月、当協会は、こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付に係る受付・審査等の業務を農林水産省から受託しました。

交付申請の受付・審査等の業務につきましては、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

### 【交付申請について】

#### 1. 交付申請期間

##### (1) こども食堂・こども宅食

令和7年4月25日（金曜日）から令和8年3月20日（金曜日）までの期間は、当協会へ申請してください。

##### 〈 申請方法 〉

申請様式に必要事項を記載の上、定められた資料を添付し、3の提出先にメールで申請してください。

##### (2) フードバンク

令和8年2月27日（金曜日）から令和8年3月18日（水曜日）まで

（提出先：地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局）

##### 交付申請の受付

交付申請期間内において、各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局で申請書・報告書の受け付けを行いますので、以下の農林水産省のホームページをご確認いただきご提出願います。

[農林水産省のホームページ（フードバンクへの政府備蓄米の交付について）](#)

#### 2. こども食堂・こども宅食の交付申請書の提出先

「一般財団法人 日本穀物検定協会」

✉ : [foodinfo@kokken.or.jp](mailto:foodinfo@kokken.or.jp)

#### 3. 問合せ

不明な点がございましたら、次のいずれかの電話番号、または2のメールアドレスまでお問い合わせください。

##### (1) 対応時間

平日 9 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分（1 2 時 0 0 分～1 3 時 0 0 分の間を除く）

(2) 電話番号

・ 0 7 0 - 7 4 3 1 - 8 8 0 6

・ 0 8 0 - 9 8 0 0 - 2 0 6 4

(3) 担当者：山下、栗原、瀬沼

4. 交付申請等の様式

申請書類等の様式は、下記リンク先の農林水産省 HP からダウンロードできます。

○ 農林水産省 HP：[政府備蓄米の交付について](#)

○ 申請書は下記からもダウンロードできます。

・ [\(別添\) こども家庭庁の事業支援対象者用の申請様式 \(統合版\)](#)

・ [こども食堂・子ども宅食の申請様式 \(新たな入力ホーム\)](#)

[\(交付申請書はこちらを使用し作成して下さい\)](#)

・ [こども食堂・こども宅食の申請様式 \(通常様式\)](#)

・ [こども食堂・こども宅食の使用報告書\(使用予定報告書\)様式等](#)

6. 交付申請書、使用報告書を提出する際の注意事項

(1) メールでの送信は 1 件当たり 7 MB 以内でお願いします。

(2) 交付申請書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください。

こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体の交付申請書 (団体名)」

(3) 使用報告書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください

①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書 (団体名)」

**【使用確認等調査の実施について】**

交付された政府備蓄米の使用状況等について、調査を行う場合があります。

一般財団法人 日本穀物検定協会

担当者：山下、栗原、瀬沼

TEL：070-7431-8806、080-9800-2064

E-mail：[foodinfo@kokken.or.jp](mailto:foodinfo@kokken.or.jp)